一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	岩手郡岩手町

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

平成三十年四月二十二日から平成三十一年三月二十二日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

高度公益機能森林又は被害拡大防止森林において、松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈣により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第七百三十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百八号）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年五月二日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百三十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日持ち生産管理切り花についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を次のように定め、平成三十年四月二十七日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法を次のように制定し、平成三十年四月二十七日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条の規定に基づき、日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法を次のように定め、平成三十年四月二十七日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第二号八（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認証事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二十七日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第一項第一号（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十年三月二十九日農林水産省告示第六百九十六号（日本農林規格等に関する法律に基づき農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二十八日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年五月二日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第七百四十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条の規定に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成十七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百七十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年五月二日から施行する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）